

変更なし

審 査 基 準

令和4年4月25日作成

法 令 名：技能検定員審査等に関する規則
根 拠 条 項：第5条第2項
処 分 の 概 要：技能検定員審査合格証明書の再交付
原権者（委任先）：秋田県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：3日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：警察本部交通部運転免許センター 教習所係
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通部運転免許センター 教習所係 （電話 018-863-1111 内線 735-321）
備 考：